

消 防 予 第 268 号
平成 29 年 8 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

光警報装置の設置に係るガイドラインの運用について（通知）

光警報装置は、聴覚障がい者等に対して火災時の情報を有効に伝達する手段のひとつとして効果が期待されることから、「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成 28 年 9 月 6 日付け消防予第 264 号。以下「264 号通知」という。）により光警報装置の設置に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を示しているところです。

今般、光警報装置の設置に係る運用について留意いただくべき点を下記のとおりとりまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 光警報装置等の設置について

光警報装置（ガイドライン第五. 1（1）の光警報装置をいう。以下同じ。）及び光警報制御装置（ガイドライン第五. 1（2）の光警報制御装置をいう。以下同じ。）（以下「光警報装置等」という。）の設置にあたっては、ガイドラインによるほか、以下の点に留意されたい。

- (1) 光警報装置等を設置することで、自動火災報知設備の受信機の電源容量等に支障がないことを確認すること。
- (2) 光警報制御装置の二次側（光警報制御装置以降の部分であって、当該光警報制御装置の機能不良により影響を受ける部分をいう。以下同じ。）には地区音響装置を設けないこと。
- (3) 受信機から光警報装置までの配線は、自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさないよう、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 24 条第 5 号ホの規定に準じて設けること。ただし、(4)の措置を講じた光警報制御装置の二次側の

配線についてはこの限りでないが、同様とすることが望ましいこと。

- (4) 光警報制御装置は、自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさないよう、光警報制御装置の二次側の配線が短絡した場合でも短絡部分を切り離す措置が講じられていることが望ましいこと。
- (5) 自動火災報知設備が区分鳴動となっている防火対象物に光警報装置等を設置する場合、区分鳴動の趣旨から、光警報装置も区分ごとに警報を発することが望ましいこと。
- (6) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第24条第5項に規定する放送設備と規則第24条第5号に規定する地区音響装置を併用して設ける場合、当該放送設備の放送中に、光警報装置の作動が停止しないことが望ましいこと。
- (7) 光警報装置等の接続例としては、下図のとおりであること。

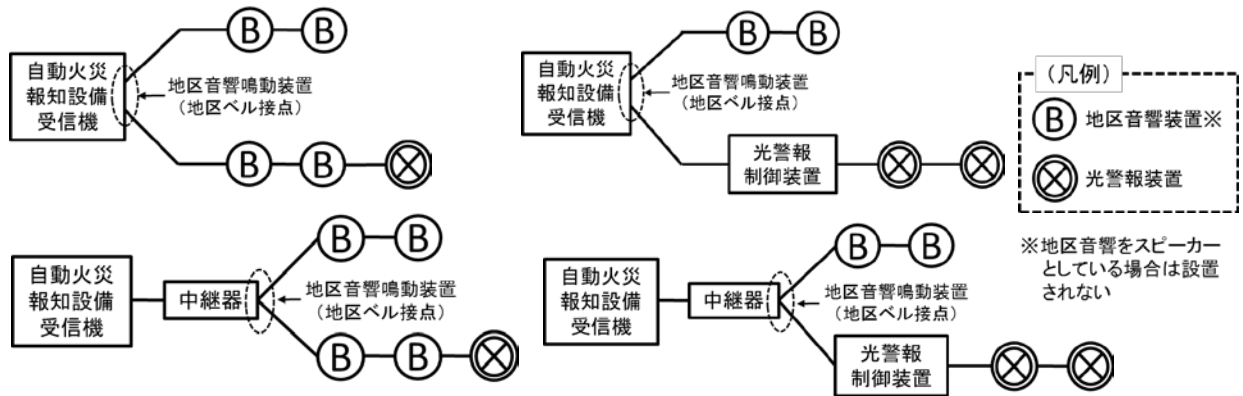


図 光警報装置等の接続例

2 消防設備士でなければ行ってはならない工事について

264号通知中4において、光警報装置の設置については、甲種第4類の消防設備士が行う必要があるとしているが、これは、光警報装置を起動する信号は自動火災報知設備の地区音響鳴動装置から発せられるものであり、光警報装置等を接続する際には、接続方法や予備電源容量等が自動火災報知設備の機能に支障がないように施工する必要があることから、自動火災報知設備として「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付消防予第192号。以下「192号通知」という。）別紙1における増設又は改造に該当するためである。

なお、光警報装置等は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する消防用設備等には該当せず、防火対象物関係者の任意により設置される設備であることから、自動火災報知設備の機能に影響がない光警報装置等の工事（配線工事を含む。）であって、自動火災報知設備の構成機器（配線を含む。）を取り扱わない場合については、令第36条の2の規定による消防設備士でなければ行ってはならない工事には該当しない。具体的には、接続される光警報装置の電源容量を満たす非常電源を有する光警報制御装置に接続する場合の光警報装置の増設や、同種類の光警報装置等の取替え等が考えられる。

ただし、消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当しない場合であっても、光警報装置等の設置の際、自動火災報知設備と連動することの確認等を行うことから、消防

設備士が工事を行うことが望ましいこと。

3 工事整備対象設備等着工届出書について

前述2のとおり、自動火災報知設備の機能に影響がある光警報装置等の工事にあつては、甲種第4類の消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当することから、自動火災報知設備の工事整備対象設備等着工届出書を提出する必要がある。その際の添付書類としては、自動火災報知設備に係る図書に加え、光警報装置等に係る図書も添付し、自動火災報知設備の機能に支障がないことを明らかにする必要がある。

また、当該届出や事前相談の機会等を捉え、必要に応じてガイドライン、光警報装置等の仕様書、第三者機関における認証資料等を活用するうえ、光警報装置等が有効に設置されるよう指導されたい。

4 消防用設備等設置届出書について

自動火災報知設備の機能に影響がある光警報装置等の工事については、前述2のとおり、自動火災報知設備の工事であることから、自動火災報知設備としての消防用設備等設置届出書を提出する必要がある。その際の添付書類としては、自動火災報知設備に係る図書に加え、光警報装置等に係る図書も添付し、自動火災報知設備の機能に支障がないことを明らかにする必要がある。

5 消防検査について

消防用設備等設置届出書に基づく消防検査は、自動火災報知設備の機能に支障がないことを確認する目的で行うが、光警報装置等が消防用設備等設置届出書の添付書類どおりに設置されていることも併せて確認することが望ましいこと。

6 点検及び報告について

前述2のとおり、光警報装置等は消防法令上の消防用設備等には該当しないことから、法第17条の3の3による点検及び報告の義務は生じないが、自動火災報知設備の点検に併せて自主的に点検を行うことが望ましいこと。

自主的に点検を行った場合は、消防用設備等点検結果報告書に添付する自動火災報知設備の点検票の備考欄又は任意の別紙にその旨を記載する等により、消防用設備等と併せて届出を行って差し支えないものとし、光警報装置等の機能不良等がある場合は、改修等を行うよう指導されたい。

消防庁予防課 設備係 担当：四維、吉岡 TEL:03-5253-7523 FAX:03-5253-7533
--